

ファインプラザ大阪 質疑応答（令和4年8月17日更新）

	内容	募集要項	回答
1	<p>○ 身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉センターは、利用料金にかかる消費税は本来、非課税扱いとなるが、条例で定められている施設の利用料金や駐車料金についても非課税と考えてよいのか？ （令和5年10月から導入になる消費税のインボイス制度に係る確認事項〔領収証発行時に税率や非課税等の消費税表記が必要となる。〕）</p> <p>○ 府が施設での実施を認める自主事業への利用者の参加費や負担金は、同様に非課税扱いでよいのか？</p>	P1	<p>身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉センターにおける、社会福祉事業に係る資産の譲渡等に規定する事業は、非課税対象施設となっておりますが、利用者の入館料（利用料金）は課税対象です。 インボイス制度に係る対応は、事業者が経費として計上し、確定申告する場合には必要となります。 詳細は税務署等にお問合せ願います。</p>
1	<p>○ 「稲スポーツセンターとの連携業務を担当する正規職員を配置」とあるが、稲スポーツセンターの指定管理者にも「ファインプラザとの連携業務を担当する正規職員を配置」を求めるのか？ ※ 稲スポーツセンターとの連携に関する具体的な方策の提案要請あり。</p>	P2、P7	<p>はい、お見込みのとおりです。 府は、障がい者スポーツ等の府域における均衡ある支援体制の確保のための拠点機能を発揮するため、府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）を府の広域拠点とし、稲スポーツセンターと連携して、専門的・広域的な観点から障がい者スポーツに取り組むこととしています。 令和5年度から開始する指定管理期間中は、障がい者スポーツの広域的支援に資するため、連携員を配置してください。 なお、連携員は、兼務を妨げないものとしします。</p>
3	<p>○ 総収入額が総支出額を上回り収益がある場合は、上回った額の2分の1を府に納付とあるが、コロナ等の影響による事業の中止等により事業費に余剰金が出た結果、総収入額が総支出額を上回った場合は、上回った額の2分の1を納付すると理解してよいのか？</p>	P3③	<p>コロナなど予期せぬ災害等の影響により事業が中止するなど、募集要項に記載の指定管理業務が達成できなかった場合は、返金を求める協議を実施する予定です。 同様の場合で、達成できた上でご質問のような余剰金があった場合は、お見込みのとおりです。</p>
4	<p>○ 「大阪府障がい者スポーツ協会との連携方法（事務局機能を含む）」が必要となる人件費や事務費は、府障がい者スポーツ大会経費として積算してよいのか？</p>	P5	<p>当施設において、指定管理料は収入として計上し、利用料金、自主事業収益等を合計した総収入額から、総支出額を差し引、精算を行います。どの費目をどのように計上するか等は、指定管理者の運営に任されています。 ただし、質問3における回答の考え方が優先されますのでご留意ください。</p>
5	<p>○ 「ウ 業務に係る経理状況」や「(8) その他 ④」で「業務や経理に関する資料や報告書」などを四半期ごとに提出が求められているが、その必要性や趣旨は？ ex. 通年事業ではなく、開催期間が2又は3の四半期にまたがる実施事業の場合等の収支の対応は？</p>	P9	<p>当施設の指定管理料の支払いについては、当該年度当初又は前年度末に、年間支払い計画（年4回程度を想定）を協議し決定する予定です。 指定管理料の年間支払い計画が適正であるかを確認するため、四半期ごとの支出状況等を報告していただく主旨です。 従いまして、通年事業で、年度初めに一括で支払う業務、年度途中の単発事業などについては、現に支出した時期による報告をお願いいたします。</p>
6	<p>○ 「指定管理料には一部、国庫補助金が充てられているため、執行や不要となった費用の精算の方法等について、別途、府と協議」とされているが、参考価格として示された金額の範囲内での指定管理料による事業実施であり、国庫補助金の充当如何に関わらず総収入額と総支出額による精算ではないのか？</p>	P15	<p>お見込みのとおり、指定管理施設の管理運営にあたっては、参考価格として提示した金額の範囲内で事業実施をしていただくものです。 しかしながら、当施設については、指定管理料の一部（大阪府障がい者スポーツ大会の開催）については、国庫補助金が充当されていることから、国庫補助金額の範囲内での執行を協議することとなります。</p>
7	<p>○ 収支計画書（様式第3号）で「年度ごとに、管理運営、貸館事業、スポーツ事業の部門ごとに作成」することとされ、特にスポーツ部門については、「大阪府障がい者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、その他大会に区分」することとされているが、その必要性や趣旨は？</p>	P18 ③	<p>府では、指定管理業務のスポーツ事業について、当施設の指定管理業務事業の主要事業と認識しております。 スポーツ大会については、通常のスポーツ活動に比して天候やコロナ対策等の事由により中止や縮小の可能性が高いことから、精算を実施しやすくするため、区分分けをして報告を求めます。 また、上記QAのとおり、大阪府障がい者スポーツ大会については、国庫補助金が充当されておりますので、申し添えます。</p>
8	<p>○ 有料駐車場の利用実態とメンテナンス費用を比較衡量した場合、損失が出ることが明白であるため、利用料を無料とし利用券を発行しないこととしてよいのか？</p>	P「五」7	<p>指定管理制度における利用料金は、大阪府社会福祉施設設置条例において、指定管理者が同条例別表第一に掲げる額の範囲内で定めるものとし、この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けるものと規定されています。 その範囲内で、利用料金の額は、指定管理者が自由に設定することが可能です。</p>
9	<p>○ リスク分担表では、「法令の変更」や「物価」変動、「事故・火災による施設・設備・外構の維持補修」が指定管理者の負担となっているが、これらはいずれも指定管理者の責めに帰することができるとは限らない事由であり、少なくとも「協議事項」とすべきではないか？</p>	P32	<p>府において、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の管理運営について指定管理者制度を導入及び運用する場合の標準的な事務処理について、指定管理制度の所管課が運用マニュアルを作成し、各施設における事務処理の透明性・公平性の確保に努めているところです。 リスク分担表については、当運用マニュアルに沿って作成しています。</p>